

Hong Kong Tax Alert

28 June 2022

2022 Issue No. 6

香港の受動的所得に関するオフショア所得非課税制度の修正案

2021年10月のタックスアラートにてお知らせした通り、欧州連合（以下、「EU」）は、税務面で非協力的な国・地域としてのウオッチリストに香港を含めました。これはEUが、香港のオフショア制度の下で、香港に経済的実体がないにもかかわらず、国外源泉の受動的所得を非課税とすることは、二重非課税の状況を生み出すリスクがあると考えたからです¹。

この度、香港政府はEUのウオッチリストから除外されることを目的として、特定の国外源泉所得非課税制度（以下、「FSIE税制」）の修正のためのコンサルテーション・ペーパーを発表しました。

修正案では、香港が引き続き源泉地課税制度を採用する一方、多国籍企業（以下、「MNE」）グループの香港法人は、本社の所在する国・地域、グループの資産収益規模にかかわらず、香港の受動的所得に関するオフショア所得について修正FSIE税制の適用対象となります。

そのような受動的所得については、当該企業が経済的実体要件又はネクサス・アプローチ要件を満たしている場合に、引き続き非課税扱いとなります。純粋持株会社については、簡易化された経済的実体要件が適用されます。

また、株式や持分に関連する国外配当金や譲渡益については、資本参加免税制度が導入され、要件を満たす場合は、当該企業が経済的実体要件を満たしていない場合でも、引き続き香港では課税されません。

さらに、片務的な税額控除が導入され、香港と包括的な二重課税防止協定（以下、「CDTA」）を締結していない国・地域から受け取った国外源泉の受動的所得に対して課される税額について、FSIE税制のもとで外国税額控除が申請できます。

香港政府は修正FSIE税制が2023年1月1日に発効できるよう、修正法案を本年の最終四半期に提出する予定です。

本タックスアラートでは、修正FSIE税制の主な特徴とその影響について解説します。

1. 詳細については、弊事務所の香港タックスアラート(2021年10月6日号)をご参照ください。

背景

2021年10月、EUは香港の受動的所得に関するFSIE税制から生じる二重非課税のリスクに鑑み、香港を税務面で非協力的な国・地域とするEUのリストの付属書II(いわゆる「ウオッチリスト」)に掲載しました。EUは主に租税回避の目的で香港に設立されるシェル・カンパニーを懸念していました。

香港政府は、EUの懸念を払拭(ふっしょく)するために、香港のFSIE税制に必要な修正を行う取り組みの一環として、過去数カ月にかけてEUの事業所得税に関する行動規範グループ(以下、「COCG」)と対話してきました。

香港政府とCOCGは最近ようやく、受動的所得に関する香港のFSIE税制に加えるべき修正について合意に達しました。香港政府の機関である財經事務及庫務局(以下、「FSTB」)が公表したコンサルテーション・ペーパーでは、修正FSIE税制の主要な特徴を概説し、その実施や実務上の取り決めについて利害関係者からのコメントを求めています。

FSIE税制の修正

修正FSIE税制の対象

修正FSIE税制は、MNEグループの香港法人、すなわち、香港における納税者に適用されます。これに関連し、MNEグループの定義及び他の関連用語は経済協力開発機構(以下、「OECD」)が公表した世界的な税源浸食防止(以下、「GloBE」)ルールで使用されているのと同じものが採用されます。

GloBEルールにおいて「MNEグループ」は、少なくとも1つの事業体又は恒久的施設(以下、「PE」)が最終親会社(以下、「UPE」)と異なる国・地域に所在するグループを意味すると定義されています。MNEグループを構成するのは「構成事業体」であり、会社、パートナーシップ、信託、PE等がこれに該当します。

所有又は支配を通じて関連している企業が、UPEの連結財務諸表に含まれている場合、MNEグループの構成事業体に該当します。したがって、UPEの支配下でない関連会社は、通常、MNEグループの構成事業体とはみなされません(ジョイントベンチャーに関しては関連する基準が適用)。

しかし、グループ全体の年間連結総収入が7億5,000万ユーロ以上のMNEグループにのみ適用されるGloBEルールとは異なり、修正FSIE税制には資産や収益といった規模に関する基準値がありません。

「MNEグループ」の定義が広く、規模に関する基準値が設定されていないことから、修正FSIE税制は、MNEグループの本社がどこに所在するかにかかわらず、すべての香港の構成事業体に影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。

一方で、(i)個人納税者、(ii)PEという形で香港域外で事業を行っていない独立した香港企業、(iii)海外で構成事業体やPEを持たない香港企業グループは、修正FSIE税制の対象にはなりません。

対象となる受動的所得の種類

修正FSIE税制は、以下の種類の受動的所得に対し適用されます。

- ▶ 利息収入
- ▶ 知的財産からの収入(以下、「IP収益」)
- ▶ 配当金
- ▶ 株式又は持分に係る譲渡益(以下、「譲渡益」)

香港では一般的に香港源泉かつ収益性の取引以外の譲渡益は課税されません。一方、EUでは、株式又は持分に係る譲渡益について収益性が資本性かの区別をしていません。したがって、既存の判例法原則に基づいて資本性と判断されるかにかかわらず、譲渡益は、修正FSIE税制の適用対象所得となります。

能動的所得(トレーディング収益、サービス収入など)は、修正FSIE税制の適用対象所得ではないため、香港現行のソースルールに基づいて国外源泉とみなされる場合は、従前同様に非課税の取り扱いとなります。

修正FSIE税制の免除条件

修正FSIE税制では、対象納税者が関連する経済的実体要件又はネクサスアプローチ要件を満たしている場合にのみ、香港にて受領した受動的所得に関するオフショア所得が、非課税となります。要件を満たさない場合、当該対象所得は香港源泉所得とみなされ、香港事業所得税の課税対象となります。

対象所得の種類ごとに、以下の適用要件を検討します。

対象所得	適用要件
<p>利息、配当金、譲渡益</p>	<p>経済的実体要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 納税者が純粋持株会社ではない場合²、香港の受動的所得について、必要な戦略的決定を行い、資産の取得、保有又は売却にかかわる主要なリスクを管理、および引き受けるなど、実質的な経済活動を伴っていることが必要となります。 ▶ 納税者が純粋持株会社である場合、香港での活動が、株式の保有・管理のみであり、香港会社法を順守していることといった、簡易化された実質的活動テストが適用されます。 ▶ 納税者が経済的実体要件を満たすためには、香港において、適正な数の適格従業員が雇用されており、適正な額の営業経費が発生しているかについての適正テストを満たすことが必要となります。適正テストは、それぞれのケースの全体的な事実に応じて検討されるため、修正FSIE税制において、適格従業員の人数や営業費用に関する基準値が明確に指定されているわけではありません。 ▶ 納税者が外部委託活動を十分に監督し、香港で行われることを証明できる場合には、関連活動の外部委託が許可されます。
<p>特許及びそれに準ずる権利（適格IP資産）からのIP収益</p>	<p>ネクサス・アプローチ要件³</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ネクサス・アプローチでは、適格IP資産から得られた収益のみが優遇税制の対象となり、ネクサス比率（納税者が当該IP資産の開発に要した総支出のうち、適格支出の割合として定義）に基づいて非課税額が計算されます。研究開発（以下、「R&D」）支出の割合は、実質的な経済活動に相当します。修正FSIE税制に基づいて非課税額を決定するために、以下の計算式が適用されます。 $\frac{\text{適格IP資産の開発に生じた適格支出}}{\text{適格IP資産の開発に生じた総支出}} \times \text{適格IP資産からのIP収益}$ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 適格支出には、IP資産に直接関連するR&D費用のみが含まれ、IP資産の取得費用は除かれます⁴。 ▶ ただし納税者の総支出額を上限として適格支出の30%の割増が認められます。当該割増の目的は、IP資産の取得やR&D活動の関連当事者への外部委託（これらは適格支出とみなされない）に対して過度のペナルティーを課さないようにすることです。 ▶ (i) 非適格IP資産（商標や著作権などのマーケティング関連IP資産など）から得られた収益、(ii) ネクサス比率を超える適格IP資産から得られたIP収益は、免税の対象になりません。

2. 「純粋持株会社」とは、その主たる機能として、企業の株式又は持分を取得・保有し、株式又は持分の配当金及び譲渡益を得る会社を意味します。

3. OECDが公表したネクサス・アプローチでは、IP収益に対する免税措置に関して、納税者がIP収益を得るために行う適格R&D活動で発生した支出のみが対象となります。さらに、免税措置の対象となるIP資産は、特許、及び特許と機能的に同等であるその他のIP資産（著作権のあるソフトウェアなど）のみです。また、当該その他のIP資産は特許と同様に、承認・登録手続を経て法的に保護されている必要があります。したがって、商標や著作権などのマーケティング関連IP資産は、免税措置の対象にはなりません。

4. OECDのIP税制に対するネクサス・アプローチによると、適格支出とは、(a) 納税者がIP税制を実施している国・地域（以下、「IP税制の実施国・地域」）内で行ったR&D活動に要した支出、(b) 外部委託された非関連当事者がIP税制の実施国・地域内外で行うR&D活動のために要した支出、及び(c) 外部委託された関連当事者がIP税制の実施国・地域内で行うR&D活動に要した支出のことを指します。

配当金・譲渡益の資本参加免税

二重課税の可能性を回避し、コンプライアンス上の負担を軽減するよう、修正FSIE税制では、オフショア配当金・譲渡益を対象とした資本参加免税が導入されます。以下の条件が満たされた場合に、当該所得は引き続き、非課税となります。

- 投資会社が香港居住者又は香港にPEを有する香港非居住者であること
- 投資会社が被投資会社の株式又は持分の5%以上を保有していること
- 被投資会社から得られる所得のうち、受動的所得の占める割合が50%以下であること

また、資本参加免税案には、以下の乱用防止ルールが課されます。

- スイッチオーバー・ルール**: 被投資会社の所得又は利益（当該所得が配当である場合）について、国外において15%以下の税率で課税される場合、投資会社に適用される優遇措置は、資本参加免税から外国税額控除に切り替わります。
- 主要目的ルール**: 投資会社が行う取決めの主目的又は主目的の1つが、税制上の優遇措置を得ることである場合、該当する優遇税制措置の適用は認められません。
- ハイブリッドミスマッチ防止ルール**: 当該所得が配当であり、被投資会社において配当支払額が損金算入される場合、資本参加免税の適用は否認されます。

修正FSIE税制の運用について、本タックスアラートの別添をご参照ください。

修正FSIE税制に基づいて課税対象とみなされる所得に関し、片務的な税額控除が提案された

コンサルテーション・ペーパーでは、納税者が修正FSIE税制において非課税とはならず（経済的実体が不十分、又は特許ではないIP資産からの国外所得を香港で受け取った場合など）、二重に課税される可能性を認識し、CDTAを締結していない国・地域で納めた外国税額について、同一所得に対して支払うべき香港課税額を対象に、片務的な税額控除の適用を提案しています。

しかし、提案されている片務的な税額控除は、修正FSIE税制のもとで課税対象とみなされる所得にのみ認められます。つまり、修正FSIE税制に基づいて課税されない対象取得、又はCDTAを締結していない国・地域で対象所得以外の所得に対して支払うべき税額については、控除が認められません。

法案制定と施行スケジュール

政府は、修正FSIE税制が2023年1月1日施行となるよう、上述の修正を導入する内国歳入法の修正案を2022年の最終四半期に提出する予定です。グランドファーザー制度の規定はありません。

実務ガイダンス

コンサルテーション・ペーパーによると、内国歳入局は、納税者が修正FSIE税制の下でさまざまな要件を満たすかどうかを評価するための実務ガイダンスを発行する予定です。

論評

コンサルテーション・ペーパーで示された修正FSIE税制は、政府がCOCGとの間で合意に達した結果です。そのため、このコンサルテーション・ペーパーは、修正FSIE税制の主な特徴や、より広範な政策上の考慮事項についての見解ではなく、実施や管理上の取り決めについて利害関係者からのコメントを求めているに過ぎません。

いくつかの国・地域では受動的所得に対する二重非課税の可能性に関するEUの懸念に応えるため、グループや事業体の資産や収益規模に対する特定の基準値をFSIE税制の修正の対象としていますが、香港の修正FSIE税制にはそのような基準値は適用されておらず、再交渉の対象とはならないかもしれません。

(i) 配当・譲渡益に対する資本参加免税、及び(ii) 修正FSIE税制のもと香港で受け取った受動的所得を対象とする片務的な税額控除の導入提案は香港税制の大きな前進を意味します。

資本参加免税について

経済的実体要件に加え、修正FSIE税制のもとで香港で受け取った配当や譲渡益に対する二重課税を完全に軽減するために提案されている資本参加免税は、歓迎すべき緩和措置となるでしょう。

ただし、今回提案されている修正FSIE税制のもとで資本参加免税は、被投資会社から得られる所得のうち、受動的所得が50%以下である場合に認められます。

したがって、香港の持株会社と被投資会社との間に海外の中間持株会社が介在する場合に、当該資本参加免税の適用が認められるかどうかは不明です。

なぜなら、被投資会社の所得には受動的所得が含まれない可能性がある一方で、中間持株会社の所得は被投資会社からの受動的な配当所得のみで構成される可能性が高いためです。

中間持株会社が香港持株会社の被投資会社とみなされる場合、当該香港持株会社が中間持株会社から受け取った配当は、香港の資本参加免税の適用が認められないこととなります。

香港政府は、提案する資本参加免税を適用するにあたり、対象所得の性質が能動的か受動的かを判断するための「ルックスルー」アプローチを採用できるかどうか、EUへの確認が必要かもしれません。

片務的な税額控除

香港で受け取った配当に資本参加免税の適用が認められず、経済的実体要件も満たされないことにより、修正FSIE税制のもと香港で課税される場合、香港では片務的又は双務的な税額控除の適用が認められることとなります。

しかし、香港のCDTAに基づけば、通常、海外の国・地域で実施された配当源泉徴収税のみが香港で控除の対象となり、配当の原資となる利益に対する所得税は控除の対象とはなりません。

コンサルテーション・ペーパーでは、片務的な税額控除が配当源泉徴収税のみを対象とするのか、それともその配当の原資となる利益も課税対象とするのかは、示されていません。

シンガポールでは、シンガポールで受け取って課税される配当に対する片務的及び双務的な税額控除は、通常、配当源泉徴収税及びその配当の原資となる利益に対する所得税の両者を対象としています。

そのため政府は、修正FSIE税制のもとで、CDTAを締結していない国・地域から受け取った配当を対象とする片務的な税額控除を策定する際に、同様のアプローチの採用を検討する必要があります。

提案された片務的な税額控除が双務的な税額控除よりも有益であるためには、香港のCDTAに基づく双務的な税額控除を補完するための、より有益な片務的な税額控除の適用を認めることが必要となることを意味します。

香港での受取

国外源泉の受動的所得を「香港で受け取った」場合にのみ、修正FSIE税制のもとでの課税適用要件が検討されます。

そのため、「香港で受け取った」という表現がどのように定義されるかによって、対象納税者が香港の修正FSIE税制に基づく潜在的な課税をどの程度の期間繰り延べることができるかが決まります。

納税者が国外源泉の受動的所得を海外にて適用する場合、香港での国外源泉の受動的所得みなし受領が「香港で受け取った」の定義に含まれ、シンガポールにおける「シンガポールで受け取った」の定義よりも広くならないことが期待されます。

本コンサルテーション・ペーパーにご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。

別添

図1: 修正FSIE税制 - 利息、配当金、譲渡益

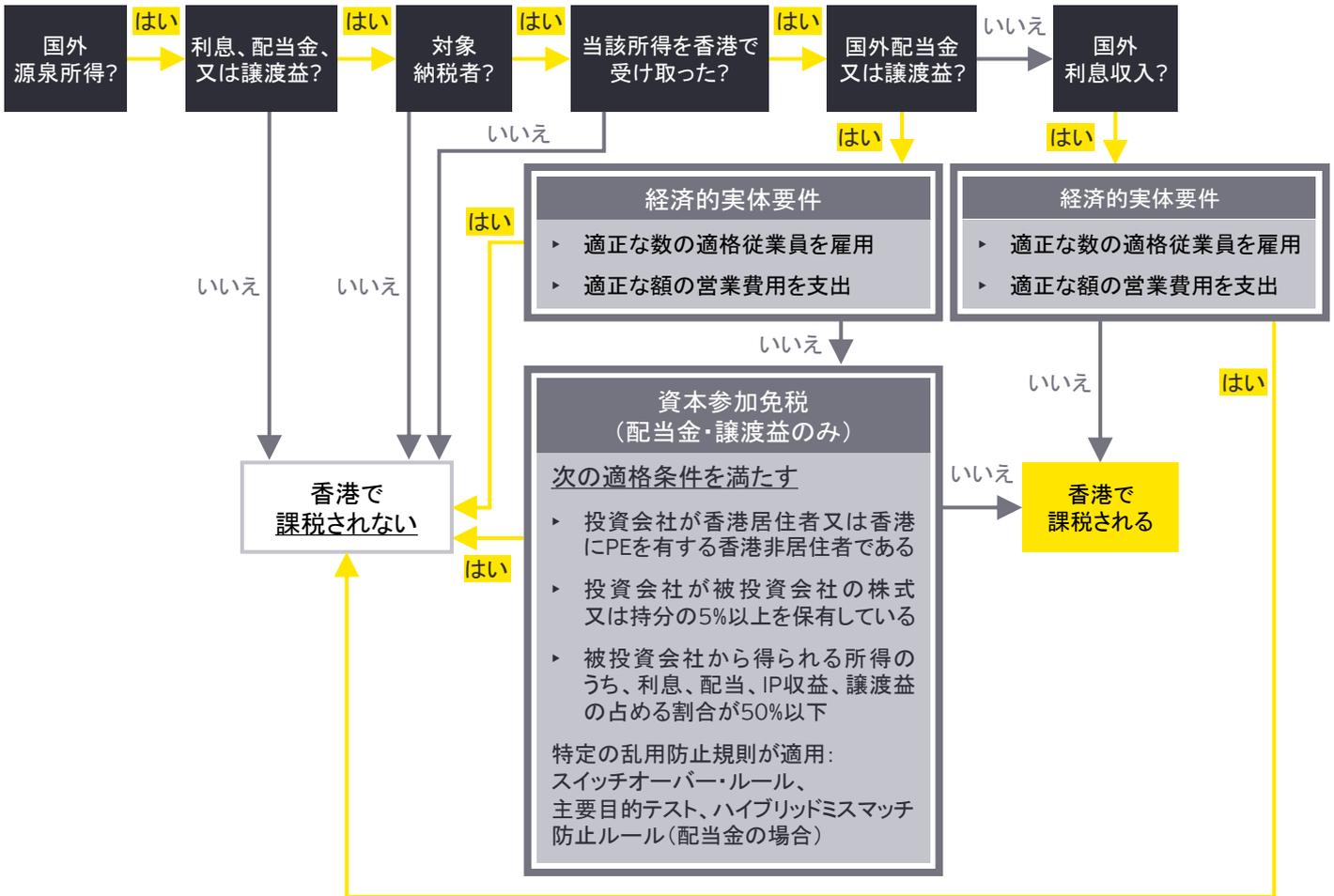
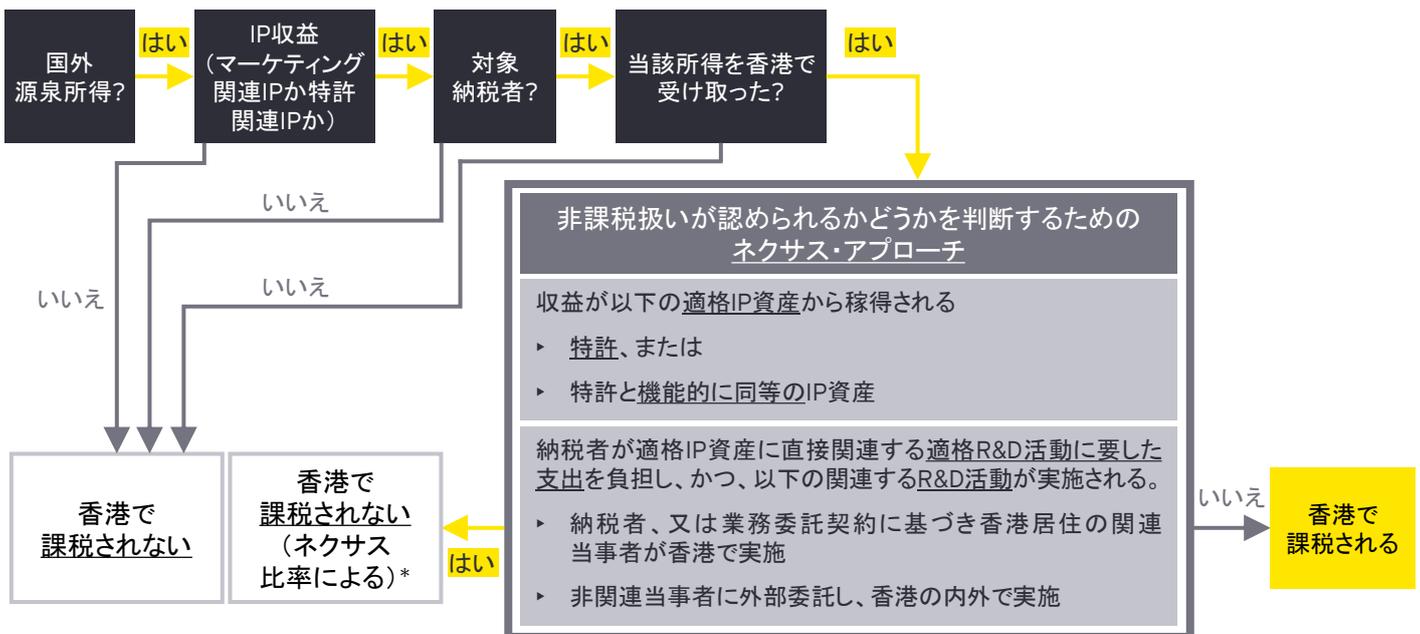


図2: 修正FSIE税制 - IP収益



* 経済的実体要件が満たされていたとしても、非適格IP資産からのIP収益やネクサス比率を超えるIP収益については、免税とはならない。

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com		Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com		May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com		Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com		Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	
China Tax Services				Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com		Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com		Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	
Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com		Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com		Anish Benara +852 2629 3293 anish.benara@hk.ey.com	
International Tax and Transaction Services				US Tax Services	
International Tax Services		Transfer Pricing Services		International Tax and Transaction Services	
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com		Sangeeth Aiyappa +852 26293989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com		Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	
		Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com		Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com	
Transaction Tax Services				China Tax Services	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com		Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com		Cindy Li +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com	
Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com		Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com		International Tax Services	
People Advisory Services				Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	
Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com		Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com		Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	
				Transfer Pricing Services	
				Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	
Asia-Pacific Tax Centre				Transaction Tax Services	
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services		Indirect tax	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		US Tax Desk		Tracey Kuuskoski +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com			
		Operating Model Effectiveness			
		Edvard Rinck +852 2675 2834 edvard.rinck@hk.ey.com			

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2022 Ernst & Young Tax Services Limited. All Rights Reserved. 00360-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up-to-date
with the latest EY news.